

●印:実施済または実施中 ○印:実施予定または実施予定無し ■ハッチ:対象外

具体的な取組の柱			実施する機関							地域住民	
			市区町			都県	水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所		その他の機関等
事項	具体的取組	主な内容	目標時期	野田市	柏市	我孫子市	千葉県				
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
	・洪水を河川内で安全に流す対策	・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策	継続して実施							●	
■危機管理型ハード対策											
	・危機管理型ハード対策	・堤防天端の保護、堤防表法尻の補強	平成32年度							○	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	・ライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧、地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施	継続して実施							●	
	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・要注意箇所及び許可工作物(樋管等)監視のためのCCTVカメラや簡易水位計の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●			○	●		●	
	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●					
	・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●						●	
	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	○			●	
	・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●				
	・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	●	●	●	○				
	・排水機場等の耐水化、水門等操作の水圧対策	・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				○			●	
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深や避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置	継続して実施	○	●	●				●	活用
	・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難指示時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報の市区町への提供	平成29年度から 順次実施							○	
	・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料の作成とホームページでの提供	平成29年度から 順次実施							○	
	・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示	平成29年度から 順次実施							○	
■避難計画、情報伝達方法等の改善											
	・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報、避難勧告・指示の伝達の体制や機器等の整備	平成28年度から 順次実施	●	●	●					
	・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信	平成28年度から 順次実施							○	活用
	・避難勧告等の発令基準の改善	・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の改善	継続して実施	●	●	●					
	・避難場所・避難経路の再確認と改善	・浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じて改善を図る	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●					
	・避難誘導体制の充実	・避難誘導にあたる組織や関係機関、学校や社会教育施設への対応、要配慮者・避難行動要支援者への対応	継続して実施	●	●	●					
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づける	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●					
■企業防災等に関する事項											
	・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・不特定多数が利用する地下施設(ショッピングモール等)における、洪水を対象とした避難計画の策定や避難訓練等への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							○	○
	・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場における、浸水対策や避難計画の策定への支援、また、避難訓練等の支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	●				○	○
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	平成29年度							○	活用
	・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	●	○			○	活用
	・広域避難のための避難場所の確保	・広域避難に向けた、他の市区町村における避難場所の確保 ・他の市区町村からの避難者の受け入れのための施設の指定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	●	○				活用
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの策定	平成29年度から 順次実施	○	●	●					活用
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・試行版タイムラインを検証・見直し、チェックリストを活用した運用版のタイムラインを作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●				○	●
	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を検討、実施する	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	参加
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	・警戒等における危険度の色分け表示 ・警戒級の現象になる可能性の情報発信	平成29年度から 順次実施							○	活用
■防災教育や防災知識の普及											
	・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	○			○	●
	・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・水防災に関する説明会及び避難訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	○	○			○	●
	・教員を対象とした講習会の実施	・水災害の知識を教員に身につけてもらうための講習会等の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	○	●			○	●
	・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小中学校における水災害教育への取組み	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	○			○	●
	・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・水災害の被害状況や教訓・備え等の防災知識を住民への周知するための展示やホームページへの情報掲載	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●			○	●

具体的な取組の柱			実施する機関							地域住民		
事項	具体的取組	主な内容	目標時期	市区町			都県	水資源機構	気象庁		利根川上流河川事務所	その他の機関等
				野田市	柏市	我孫子市	千葉県					
2) ソフト対策の主な取り組み ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化												
	・河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の確立	継続して実施	●	●	●	●			●		活用
	・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防団が行う河川巡視の受け持ち区間や巡視等水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	●	●	●				●		
	・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町で整備している水防資機材の整備、保管場所の確保、点検管理の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●			●		
	・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団等への提供	平成28年度から 順次実施							○		
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	・重要水防所について、水防団、自治会等住民が参加する共同点検を実施	継続して実施	○	○	●	●			●		参加
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	継続して実施	●	●	●						
	・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団の連絡手段の確保(トランシーバー等配備)	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●						
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系合同水防訓練、水防管理団体が行う訓練等の実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●			●	●	参加
	・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・水防団・消防団の募集 ・企業・学校・自治会・NPO等の水防協力団体としての指定	継続して実施	●	●	●						参加
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等	継続して実施	●	●	●					●	
	・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・市区町庁舎、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成及び支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	○					
2) ソフト対策の主な取り組み ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組												
■氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用												
	・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水の実施	継続して実施	●	●	●	●			●		
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施												
	・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討の実施し、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○			○		
	・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	○	○	○	○			○		
■BCP(業務継続計画)に関する事項												
	・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に行政機能を維持するためのBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	●	○	○	○		●		
	・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○			○		
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用												
	・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・生活再建及び社会経済活動の回復に資する民間企業等との災害時応援協定締結等による支援	継続して実施	●	●	●	●				●	

<市>黒字:市が挙げた取組、青字:利根川上流域における取組等(事務局加筆:提案) <千葉県>黒字:県が挙げた取組、青字:県が挙げていないが必要な取組(実施予定も含む)

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	44野田市	45柏市	46我孫子市	千葉県
	取組			取組	取組	取組	
1)ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
・洪水を河川内で安全に流す対策	<利根川> ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策						
■危機管理型ハード対策							
・危機管理型ハード対策	<利根川> ・堤防天端の舗装 ・堤防裏法尻の補強						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。						
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。		・簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	六丁四反水路(普通河川)に簡易水位計、六丁四反調整池にCCTVカメラを設置している。			・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布				・デジタル防災行政無線を完備している。(平成24年度に設備を完備、平成25年度から運用) ・各公共施設や福祉施設に戸別受信機を設置している。 ・希望のある聴覚障がい者を対象に戸別文字表示機能付きの戸別受信機を無料で貸し出している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・防災情報のメール配信体制を構築している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。【平成27年度】	
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を実施する。			・河川事務所と協力して、河川防災ステーションの整備を行っている。			
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・出張所等に水防資機材等を備蓄 ・水道用土砂を側帯及び水防拠点に備蓄 ・新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。			・土のうや縄などの水防資機材は市内6か所に配備している。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。【H28】	・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置している。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化				・対象施設:野田市役所庁舎 浸水想定区域から離れており浸水の想定はしていない。 ・浸水想定区域より離れており浸水の想定はしていないが、今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する。	・災害対策本部となる市役所庁舎は、浸水想定区域から離れており、利根川からの浸水は想定していない。	・市庁舎や指定避難所は、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。	・県庁舎については、浸水想定区域外にある。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備				・設備については以下のとおり (1)パソコン 防災安全課職員が平常時に使用している端末が10台、Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)専用端末が1台、千葉県防災情報システム専用端末が1台。 (2)電話 NTT電話が5台、防災電話が1台。 (3)FAX NTTFAXが1台、防災FAXが1台。	・災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしている。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。常設スクリーンを使用し、音声及び映像による情報通信を消防本部と実施可能。	・災害対策本部の設置場所は、議会棟1階AB会議室に設置することとしている。 ・災害本部事務所の設置場所は、本庁舎又は庁舎分館内の会議室に設置することとしており、庁舎車両は事務所に必要な設備の設置を行う。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置する。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を実施する。						・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	44野田市	45柏市	46我孫子市	千葉県
	取組			取組	取組	取組	
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知							
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置に関する自治体支援を行う。			・現在、野田市で浸水域等を示す看板の整備は行っていない。 ・今後、看板設置の必要性について、検討をしていく。	・避難所の案内表示板は設置している。 ・今後、地震、水災害等に応じたの災害種別を表示した避難所看板を整備していく。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	・避難所の案内表示板は設置している。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	
・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町へ提供する。						
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破堤すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、提供する。						
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示を行う。						
■避難計画、情報伝達方法等の改善							
・住民等への情報伝達方法の改善				・地域防災計画において避難情報や避難所開設情報等については、防災行政無線や登録メール(野田市安全安心メール「まめメール」)、ホームページ、ツイッター、広報車を活用する旨を記載している。その他にもアラート(データ放送)、各携帯会社(NTTドコモ、ソフトバンク・モバイル、KDDI)による災害緊急通報メールも活用する。	・防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ケーブルテレビ文字放送による周知を行なう。	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回、災害広報誌の配布、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載及び報道機関への放送を行う。	
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信を行う。						
・避難勧告等の発令基準の改善				・地域防災計画で各避難情報の発令基準を定めており、ホームページや洪水ハザードマップにて周知している。 ・現在、水害に対する避難の判断基準については、地域防災計画で定めており、避難勧告については次のとおりとしている。 (1)避難行動要支援者の場合 ・栗橋観測所 はん濫危険水位に到達した状況(はん濫危険情報が発令されたとき) ・野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想される状況 (2)一般(避難行動要支援者でない方)の場合 ・野田・芽吹橋観測所 1時間後に、両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想される状況(はん濫警戒情報が発令されたとき)	・地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけてある。	・避難に関する発令基準は、地域防災計画で位置づけられている。	
・避難場所・避難経路の再確認と改善				・避難所として指定されている主な公共施設は各公民館や各小中学校であり、洪水に対応している避難所については、想定される浸水の程度によって3階以上や2階以上が対応可能であると設定している。 ・浸水時に対応可能な避難所の情報については、野田市で配布している「防災ハンドブック」や「洪水ハザードマップ」で掲載しており、窓口での配布のほか、ホームページでも公開している。 ※避難経路については特に提示していない。	・洪水ハザードマップ及びホームページにより周知している。 ・学校、近隣センター等を避難所に指定している。 ※避難経路については定めていない。	・指定緊急避難場所・指定避難所や大まかな避難経路をハザードマップに掲載しており、周知している。 また、上記ハザードマップは市ホームページにおいても情報公開している。	

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	44野田市	45柏市	46我孫子市	千葉県
	取組			取組	取組	取組	
・避難誘導体制の充実				<p>・避難誘導体制については以下のとおり (1)市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とするが、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。 (2)学校、幼稚園、保育所(園)、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。</p> <p>○避難行動要支援者での対応について 野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、市から平常時に、自主防災組織等へ要支援者名簿の提供を行っている。自主防災組織等を中心に、地域で要支援者の個別計画を作成し、避難の際の支援者を決めてもらっている。</p>	<p>【在宅者】 ・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力し、組織的に避難を誘導する。 ・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。</p> <p>【学校、病院】 ・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。</p>	<p>・避難誘導は、自主防災組織等が行うことを原則とし、浸水箇所や水路等には必要に応じて水防団等を配置し警戒にあたるのが位置づけられている。</p> <p>・要配慮者は、策定積みの避難行動用支援者避難支援計画に基づき名簿を作成するとともに、自助・共助・公助を分担した体制を構築している。</p>	
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進				<p>○学校施設 ・市内公立幼稚園については、洪水を対象とした浸水対策計画や避難計画は策定されていないが、洪水の際は保護者に引き渡すこととなるため、引き渡し訓練は実施している。 ○児童館、学童保育所等 ※避難訓練は実施しているが、洪水を対象としたものではない。 ○障がい者福祉施設 ・施設からの要請があれば支援を検討したい。 ○高齢者福祉施設 ・一部の指定管理者施設では風水害時の対応マニュアル作成している。 ※指定管理者施設の避難訓練は火災・地震を想定したものである。 ※市が管理する福祉センターでは、風水害を想定した施設の避難マニュアルは作成していない。 ※避難訓練は火災を想定して実施している。 ○保育施設 ※避難訓練は実施しているが、洪水を対象としたものではない。</p> <p>○避難計画 ・各種施設毎に、水害を対象とした避難計画作成の検討もしくは支援の検討をするともに、関係部署と協議を進める。 ・また施設によっては、避難計画導入の必要性を検証した上で、避難計画を検討する。 ・なお、保育施設については、避難計画等を記載している危機管理マニュアルについて、水害等を含めて内容の検討をしていく。 ○避難訓練 ・各種施設毎に、水害を対象とした避難訓練の実施の検討もしくは支援の検討をするともに、関係部署と協議を進める。</p>	<p>・介護保険事業所を対象に避難計画等の作成について集団指導を実施済み。</p>	<p>・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。</p>	
■企業防災等に関する事項							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。						
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。			<p>・大規模工場に対して避難計画策定の周知を図っていく。 ・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。</p>	<p>・浸水想定区域内に大規模工場はない。</p>	<p>・浸水想定区域内に大規模工場無し</p>	
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。						
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。	・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。		<p>・近隣自治体と連携した広域避難計画の策定の必要性について検討する。</p>	<p>・田中調整池があり、浸水想定区域の範囲を考慮すると、市内の避難所等で対応可能であるため、広域避難の必要性はない。</p>	<p>・広域避難計画は策定しないが、周辺の市町との協定を締結している。 ※市内における避難場所、収容人数を満たしている。 ・協定に基づく訓練等の取組みを検討する。【平成28年度～】</p>	<p>・市町における氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定を支援する。</p>
・広域避難のための避難場所の確保				<p>・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。</p>	<p>・隣接市と避難に関する相互支援の協定を締結している。</p>	<p>・隣接市と避難に関する相互支援の協定を締結している。</p>	<p>・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。</p>
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知				<p>・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。</p>	<p>・田中調整池があり、浸水想定区域の範囲を考慮すると、本市の避難所等で対応可能であるため、広域避難の必要性はない。</p>	<p>・市内における避難場所、収容人数を満たしている。</p>	

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	44野田市	45柏市	46我孫子市	千葉県
	取組			取組	取組	取組	
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムライン運用版への改訂支援を行う。	・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。		・作成したタイムライン(案)をもとに、見直し・検証を行っている。	・タイムラインを作成済み。	・タイムラインを策定済み。	
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいた、実践的な訓練を実施していく。	・タイムラインの検証を検討。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)		・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。					
■防災教育や防災知識の普及							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。	・自治体と双方のホットライン窓口を設定し、気象の見直し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。		・防災全般に関する問い合わせは、防災安全課を窓口としている。 ・洪水ハザードマップの配布や説明については土木部管理課を窓口としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方等の水災害の事前準備に関する窓口は市民生活部市民安全課が窓口である。	・問い合わせ窓口を設置する。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・講演会及び出前講座を実施する。	・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・自主防災組織等の団体から防災に関する講話依頼があった場合は、状況に応じて実施している。 ※住民全体に対し、水防災に関する説明会等は実施していない。 ※市主催の水災害の発生を想定した避難訓練は行っていない。 ・市民へ公表する防災情報の表現の改善について必要性を検討する。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じ、防災講習会や訓練を実施している。	・水防災に関する説明会を開催予定。	・水防災に関する説明会及び避難訓練を実施する。
・教員を対象とした講習会の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・県主催で実施される、全校の安全主任が集う「安全主任等地区別研究協議会」や市内教員の代表が参加する「防災授業実践研修会」等で、防災教育の一つとして水防災についても講習を受けている。 ・研修会に参加した教員により、学んだ内容が校内で周知されるようになっている。	・水災害に限定したものでないが、学校からの依頼により、講習会やミニ集会等で実施している。	・教員を対象とした講習会を実施予定。	・防災授業実践研修会(管理職対象の部)において、親子地方気象台の防災管理官を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・国や県から配布される防災に関するリーフレットや教材を活用して、洪水等についてその都度児童に指導している。 平成27年度は、国より配布された学習教材「防災まちづくりくまぐり」を希望し、学習に役立てた学校があった。 ・夏季休業中などを利用して、各種防災ポスター展に応募し、水災害の危険や対応をよびかけた。	・水災害に限定したものでないが、学校からの依頼により、児童を対象とした講習会等を実施している。	・小学校4年生の社会科において、「くらしを守る」という単元の中の発展学習として「風水害からくらしを守る」という内容で学習している。参考資料として、我孫子市洪水ハザードマップの活用を行っている学校もある。	・必要に応じて出前講座を実施する。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・カスリーン台風祈念式典等を開催する。 ・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・防災知識については、ホームページや防災ハンドブックにより非常時持出品や避難場所の位置等について周知をしている。 ・河川の状態や水位が確認できるよう、ホームページにリンク先として国土交通省(川の防災情報)や各河川事務所(河川ライブ情報)のホームページを張り付けている。	・ホームページにて、風水害への知識等について掲載している。その他に住民向け防災講習会等で啓発を行っている。	・市のホームページにおいて、過去の被害状況や、水災害への備えなどについての啓発や情報を掲載している。	・県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、またFMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送。
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組							
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化							
・河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。			・市水防本部で情報をうけ、市消防本部に連絡。市消防本部から各消防団(水防団)に連絡	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・消防署から消防団へ伝達している。	・水防計画書の連絡系統で実施。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。			・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団の管轄区間があり、連絡(指令)を受けて巡視を実施する。 ・目視による河川水位、堤防状況を巡視する。	・各水防団で受け持ちの巡視区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・消防本部が国の合同巡視に参加して、重要水防箇所等を把握している。	

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	44野田市	45柏市	46我孫子市	千葉県
	取組			取組	取組	取組	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町及び出張所で備蓄している水防資機材の情報を共有する。			・土のう、縄、シートなどを水防倉庫や市の施設に保存している ・年一回点検を行っている	・水防資機材一式を水防倉庫に保管している。 ・出水期前に数量、状態等の点検を実施している。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	・必要な水防資機材について、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団への提供を行う。						
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施する。			・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国交省主催の共同点検に地域住民等に参加を促し、実施済み。	・国が実施する共同点検に参加。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施				・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている	・消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出場で行っている。	・毎年行われる情報伝達演習では、水防団等の連絡窓口である消防本部警防課も情報伝達演習に参加している。	
・水防団同士の連絡体制の確保				・水防のための緊急の必要があるときは他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求められることができる	・隣接市と毎年共催で水防演習を実施し連携を深めている。 ・隣接市の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、直接または消防局(本部)を通じ連絡を取り合うこととしている。	・必要場合は常備消防の無線又は携帯電話等を活用。 ※水防団同士の連絡体制は確立していない。	
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防演習を実施する。			・毎年行っている野田市水防演習に市内の全消防団が参加している。	・毎年、我孫子市と共催で水防演習を実施している。	・毎年柏市と共催で水防演習を実施している。	・利根川水系連合・総合水防演習及び水防管理団体が実施する「水防訓練」に毎年参加。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進				・市のホームページに消防団員募集の記事を掲載、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・募集チラシ、ポスターを市内の消防署及び事業所に配布している。	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動を行っている。	・当市消防団は、兼任水防団でもあるため、消防団の募集等の促進活動を毎年行っている。	
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築				・野田建設協同組合と災害時の応急処理及び被害調査に関する業務協定を結んでいる。	・柏市建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。	・市と我孫子建設業会の間で、「災害応急復旧等に関する協定書」を締結している。	
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化				・浸水想定区域から離れており、浸水の想定をしていない。 ※そのため、マニュアルを作成していない。	・利根川が起因する。浸水想定には該当しない。	・市庁舎・指定避難所ともに、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合、非常用電源等を確保する。また、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成を支援する。

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	44野田市	45柏市	46我孫子市	千葉県
	取組			取組	取組	取組	
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組							
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。			・国交省から委託されている樋管の操作方法は操作規則により規定されている ・千葉県から委託されている排水機場の運転方法は運転規則により規定されている	・国土交通省関東地方整備局と水門等操作委託契約をしている。 ・利根川水系利根川欠ノ下樋管操作要領により操作・運用の取り決めを行なっている。 ・排水資機材は保有していない	・操作規則や運用マニュアル等を整備している。 ・金谷堤樋管については、国と操作委託契約を結んでおり、操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。	・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。			・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成するべきかも踏まえ検討していく。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。			・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において、緊急排水計画(案)を作成するか否かの結果により、訓練の必要性も踏まえ検討していく。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を行う。
■BCP(業務継続計画)に関する事項							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に事務所機能を維持するBCPの改訂を行う。		・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。	・業務業継続計画【震災編】を策定している。【平成26年度】 ・水害時に行政機能を維持するためのBCPについて検討を行う。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めている。当BCPは柏市地域防災計画の中に包含している。	・大規模災害を想定したBCPは作成済み。 ・水害BCP策定に向けた検討を行う。	・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。			・水害に対応した企業BCP策定支援について検討を行う。	・水災害に対応した企業BCP策定支援の必要性を含め検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用				・民間事業者との協定数は24であり、主に救護物資や応急復旧活動の内容について定めており、災害発生時に緊急の必要がある場合等に協定先の民間事業者へ要請等を行う。【平成28年12月9日現在】	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・大規模災害時の救護物資の集配場所について、大学の体育館を借りるための協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。